

平成27年度

年間
紀要



全国連合退職校長会

全国連合退職校長会 会旗



全国連合退職校長会綱領

われわれは 全国連合退職校長会の設立以来の歴史や活動を継承し わが国の教育の将来を見定め 会員としての自覚と誇りをもって ここに綱領を制定する

一 教育尊重の気運を高め 日本の教育の振興に寄与する

一 生きがいをもって生涯学び続け 充実した生き方を實現する

一 会員の親睦を図り 福利・厚生の拡充に努める

一 地域の教育・文化の向上や 良好な環境の形成に尽力する

一 関係機関・団体と連携・協力して 活動の発展を図る

平成十六年六月十七日（設立四十周年）制定

全国連合退職校長会教育憲章

われわれは、教育基本法の精神を踏まえ、日本の教育推進の指針として、この憲章を定める。

日本の教育は、個人の尊厳、生命に対する畏敬の念を重んじ、日本人としての自覚と誇りをもち、世界の平和と豊かな文化の創造、人類の福祉に貢献できる心身ともに健康で主体性のある国民の育成を期するものである。

そのために、われわれは、以下に具体的な目標を掲げ、人間育成の具現化に努める。

- 1 人間尊重の精神にのっとり、一人一人が自他を大切にし、心身ともにたくましく生きる力をもつ。
- 2 日本の自然を愛護し、豊かな情操を培うとともに、地球環境の保全に尽くす。
- 3 わが国がはぐくんできた文化や伝統を尊重し、他国の文化への理解を深め、豊かな文化を創造する。
- 4 日本の美しいことばを大切にし、礼節を重んじ、豊かな人間性を培う。
- 5 誠実さや勤勉さを大切にし、勤労の意義と奉仕の尊さを知り、共に生きる喜びをもつ。
- 6 生涯にわたり、向学心に燃え、真理を求め、創造性豊かに主体的に生きぬく力をもつ。
- 7 和の精神と思いやりの心をもち、温かな家庭と心の通い合う地域社会の形成に努める。
- 8 善悪の判断を正しく行い、公共の精神と社会の一員としての自覚と責任をもって社会の発展に尽くす。
- 9 民主的な社会及び国家の形成に努め、国と郷土を愛するとともに、他国と協調して世界の平和と発展に尽くす。

平成22年2月23日制定

はじめに



会長 戸張 敦雄

“春寒やや緩み 風未だ冷たい日”を迎えた東京・五反田から、平成27年度「年間紀要」を、会員の皆様へお届けします。

本年度は、本部の各部長・委員長、各部員・委員並びに事務局の各位には、平年の業務に本会設立50周年記念事業に関する業務が加わり、多端な日々でした。

しかし、各員は、本年度の総会においてご承認いただいた事業計画を、心構えを正して、粛々と実行いたしました。

その内容は、各都道府県退職校長会（長）のご協力によって得た、調査やアンケートの結果を集計分析し、付加価値を付した全連退としての考察等で、文科省が平成28年度以降に目指す「教員のみが子供の指導に係わるという『学校文化』の転換」や今後の予算要望に不可欠な「科学的根拠」の一翼を担う記事であると考えております。

このことは、様々な地教委の新たな制度設計や全国組織の教育関係団体の要望活動の支援に役立つと思料いたしております。

更に、「教育の日」の制定状況、「国民の祝日」としての制定要望活動の現状、会員の生活の安定・安心に係る記事、各県の会報から選んだ優れた実践事例や話題等も掲載いたしました。

本年度も、全国の会員各位からの建設的な熟読後の感想や提言が寄せられることを期待いたしております。

末筆で恐縮ですが、小誌の編集責任者としてご尽力いただいた、白石 裕一、野口 玲子両氏の労に感謝いたします。

本会の設立50周年記念事業に関する内容は、各退職校長会事務局にお贈りした「記念誌」及び、平成28年1月1日発行の「記念会報」(会報第198号)をご覧ください。

年間紀要

目次

はじめに	会長 戸張 敦雄	
Part I	全国連合退職校長会本部の年間活動	1
	① 平成27年度の組織・役員 ……………	2
	② 設立50周年記念事業の経過 ……………	3
	③ 平成27年度 要望・要請活動の展開……………	4
	④ 教育課題答申委員会の活動 ……………	6
Part II	全国連合退職校長会の調査・研究のまとめ	15
	① 教育振興部の活動 ……………	16
	② 社会保障改革と安心生活に関する情報と展望 ……	27
	③ 平成27年6月実施のアンケート 集計報告 ……	32
	全国退職校長会 設立50周年記念出版 「未来を拓く学校の力」 ……………	34
Part III	各都道府県のニュース紹介（数団体）	35
	事例1 地方の会報誌より	
	(1) Over the moon (天にも昇る思い) ……	36
	(2) 同窓会に思う ……………	36
	(3) 今、四世代と共に生きて ……………	37
	事例2 地域の活性化を私たちの手から……………	38
	事例3 学校教育支援ボランティアで生き生き ……	39
編集後記	編集委員	40
	編集後記 ……………	40
	編集委員 ……………	40

Part 1

全国連合退職校長会本部の年間活動

仕事の種類が幸福にするのではなくて、
創造と成功の歓喜が幸福にする。

——カール・ヒルティ

人々はみな有用なものが役にたつことは
わかっている、無用なものが役にたつこと
を知らない。

——莊周

① 平成27年度の組織・役員

総務部

部長 入子 祐三
清水 章夫 (埼玉県)
野口 玲子
大野 幸男
木山 高美
白石 裕一

平成27年度は、役員改選期であった。会長が再任したほか、大半の副会長・常任理事が交代された。

設立50周年記念事業の推進上不安を感じたが、協力・支援体制は、全く心配なく諸会議が順調に進められ、成果を上げることができた。

とりわけ本年度は、設立50周年記念式典・祝賀会を挙げる予定もあって「チーム全連退」としての結束体制をとることとした。

平常の業務に加えて50周年記念事業の二本立

てになったために会議も前後半の二部の形で進めることになった。

如何にして会員に理解頂ける50周年行事にするか、周年行事の意義・目的を踏み外さないように努め留意することにした。

一方、本来業務については、会則の見直しをはじめ、組織の発展策の検討。財務状況の健全化等を合わせ行った。

小委員会の企画による中央教育審議会委員から審議の現況の聴取は、参考にすることが多かった。

平成27年度 役員

〈会長〉 戸張 敦雄

〈総会〉代議員

〈副会長〉

(地区連絡協議会会長)

北海道	永峰 貴 (北海道)	……………(北海道)
東北	大山 明夫 (山形)	……………(青森) (岩手) (宮城) (秋田) (山形) (福島)
関東甲信越	樋浦 晃治 (新潟)	……………(茨城) (栃木) (群馬) (埼玉) (千葉)
東京	多田 丈夫 (東京)	……………(東京) (神奈川) (山梨) (長野) (新潟)
東海北陸	江端 雅司 (岐阜)	……………(富山) (石川) (福井) (岐阜) (静岡) (愛知) (三重)
近畿	橋本 楯夫 (京都)	……………(滋賀) (京都) (大阪) (兵庫) (奈良) (和歌山)
中国	中原 和昭 (山口)	……………(鳥取) (島根) (岡山) (広島) (山口)
四国	後藤 忠雄 (徳島)	……………(徳島) (香川) (愛媛) (高知)
九州	宮原 都明 (佐賀)	……………(福岡) (佐賀) (長崎) (熊本) (大分) (宮崎)

〈理事会〉

(各都道府県〈団体〉会長)

〈事務局長会〉

(各都道府県〈団体〉事務局長)

(各退職校長会会長・事務局長)

〈常任理事会〉

(都・県会長)

副会長	多田 丈夫 (東京)
副会長	樋浦 晃治 (新潟)
理事(生涯)	吉田 仁 (茨城)
理事	石塚 二郎 (栃木)
理事(広報)	石田 和男 (群馬)
理事(総務)	清水 喜夫 (埼玉)
理事(出版)	三本杉 伸 (千葉)
理事(教課)	大河内武久 (神奈川)
理事(会計)	山縣 永良 (山梨)
理事(教振)	木内 芳則 (長野)

〈小委員会〉 大野 幸男・木山 高美・入子 祐三

〈部長会〉

(部長・委員長)

総務部	入子 祐三・野口 玲子
教育振興部	大野 幸男 (総)
生涯福祉部	岡野 仁司
広報部	村山 忠幸
会計部	白石 裕一 (総)
教育課題答申委員会	田中 昭光
出版事業委員会	木山 高美 (総)

※ (総) 総務部兼務

〈監事〉 菊池 成夫 (岩手) 高橋 恭 (長野) 面 邦雄 (福井)

〈事務局〉 徳永 裕人 (局長) 中原 慎三 (次長) 佐々木多美子

② 設立50周年記念事業の経過

総務部
部長 入子 祐三
清水 章夫 (埼玉県)
野口 玲子
大野 幸男
木山 高美
白石 裕一

1 「式典・祝賀会」の参加人数把握

- 第一便案内として、功労者と役員・理事・委員の出欠を調査する。
- 第二便案内として来賓、招待者、検討の上発送する。

〈案内の状況〉

	案内数	欠席数	出席数
功 労 者	105	33	72
役 員 理 事	72	4	68
来 賓	20	1	19
招 待 者	33	11	22
合 計	230	49	181

- 参加者の最終決定 (9/16) 参加者名簿作成
功労者出席者に通し番号赤No、役員・理事・委員出席者に、通し番号黒Noを付け、受付・会場案内等の便を図った。

2 特別顕彰者の表彰

- 特別顕彰者は、各都道府県退職校長会で、永年役員を務め、そのことにより本会に貢献された方に贈る。各都道府県会長からの推薦者(2名)を表彰する。
- 感謝状・記念品(記念誌・筆記具)を贈呈する。要項に顕彰者名簿を掲載し披露する。
- 式典に招待しないため、該当者推薦県の会長宛に送り状を添え顕彰者人数分を各事務局へ宅急便で送付した。

3 「最終確認ハガキ」の発送

- 功労者・役員理事・委員の参加予定者宛
- 案内状を7月に出したために「式典・祝賀会」の開催日時、会場等の再確認、旅費受領のための印鑑持参の確認、あわせて当日の受付窓口及び祝賀会場のテーブル番号の案内を書き添え、自宅宛に発送した。

4 式典・祝賀会委員会の動き

- 「式典・祝賀会」の挙行、運営を担当した。
〈日時〉平成27年10月15日(木)
〈会場〉アルカディア市ヶ谷(私学会館)
- 「式典・祝賀会要領」を作成し、当日の運営

が円滑に進行できるよう配慮した。

- 当日の運営の係・役割分担等を役員・常任理事に依頼した。
- 式典スケジュール案・祝賀会スケジュール案を作成し、係の司会・進行に役立てた。
- アトラクションの選考・依頼
検討の結果「琴と尺八の合奏」に決った。
東京芸大邦楽科出身の方を紹介して頂き依頼した。

5 記念品委員会の動き

- 記念品の選定と発注を行った。功労者への記念品A(防災ラジオ)、参加者への記念品B(筆記具)、出席者への記念品C(祝菓)を決め、それぞれの数量を検討し発注した。
- 記念品に加え次のD~Gを贈呈した。
D 50周年記念誌、E 教育図書「未来を拓く学校の力」、F リーフレット「家庭教育の指針」、G リーフレット「全連退紹介」
- 引出物は手提袋に入れ名札を付けて、当日朝、会場設営に合わせ 椅子の上に配った。

6 記念事業委員会の動き

- 記念図書「未来を拓く学校の力」を発刊した。(好評発売中 東洋館出版社)
- 記念リーフレット「家庭教育の指針」の作成。
3万部作成し、各都県退職校長会へ希望数調査の上、配布した。
- 全連退ホームページの改訂作業の実施完了。

7 記念誌委員会の動き

- 「設立50周年記念誌」を編集発行した。
2000部印刷し贈呈した残部を、各都道府県の会員数で比例配分し配送した。
- 「式典・祝賀会」記録写真・アルバム等を作成し保存。
- 設立50周年記念会報を編集し発行した。(会報198号と記念特集号と合併編集)

8 経理・庶務委員会の動き

- 特別会計の周年行事積立金を基に予算案を作成・執行に当たった。
- 事後処理・発送作業等を行った。

○ 文部科学・厚生労働・総務大臣へ「要望書」を提出

全連退戸張敦雄会長は、副会長9名と本部役員7名を伴って3省庁を訪問した。

下村博文文部科学大臣へ ①教育の振興に関する要望、②退職校長・園長の人材登用等並びに叙勲に関する要望。

塩崎恭久厚生労働大臣への要望、高市早苗総務大臣への要望を提出した。(27/8/4)

要望内容詳細は、〈会報第197号参照〉

○ 教育の振興に関する要望活動

教育振興並びに国民の祝日「教育の日」制定のお願いの書面を提出した。

文部科学大臣、副大臣、政務官をはじめ、大臣経験者、現文部科学委員会の委員長・理事・委員を、議員会館に訪ね 要望内容の要点を説明し協力を要請した。(写真 右)

会長他役員が、6班に分かれて要請訪問を行った。(27/10/19)〈全連退会報第199号参照〉

○ 文科省初中局長との教育懇談会

〈日時〉平成27年8月19日

〈会場〉文部科学省内 会議室

文部科学省大臣官房審議官 藤原章夫氏が初中局長代理を務め 教育行政の当面する課題として、学習指導要領の重要部分、英語教育、「コミュニティ・スクール」「チーム学校」等の推進などについて説明があった。質疑応答が交わされ理解を深めることができた。〈会報第198号(設立50周年記念特別号)21頁～23頁参照〉



《教育の振興に関する要望書》

次代を担う子供たちの健やかな成長は、すべての大人たちの願いであり、子供たちが全国何処に生まれ育ったとしても、等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、我々大人、そして国の責務です。教育再生は子供たちの多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤です。

そのために、教育を「未来への投資」として重視し、社会総がかりで子供を支えて育ていかななくてはなりません。

ここに、全国連合退職校長会の会員95,000人の総意として強く要望いたします。

要 望 事 項

1 義務教育は国の責任として行うべきであり、義務教育費全額国庫負担の実現を目指し、当面、国庫負担金の割合を二分の一に

還元して頂きたい。

2 新しい時代に必要とされる資質・能力の育成に対応する新たな学校教育の実現を目指し、授業革新による教育の質の向上やチーム学校の推進等に向けた教職員定数の改善を行い、少人数教育など子供一人一人に目の行き届く指導体制を図って頂きたい。

3 優秀な教育を登用するための人材確保法を堅持するとともに、職員の服務の特殊性に見合う給与の維持・改善を図って頂きたい。

4 将来の消費税率見直しに際して、税収の用途を「教育分野」に広げ、教育財源の安定確保を目指して頂きたい。

5 教育尊重の気運を高めるため、本会が提唱・推進してきた「教育の日」が、すでに、全国35都県、167市町村に制定されたことに鑑み、国民の祝日として「教育の日」を制定して頂きたい。

《国民の祝日「教育の日」制定のお願い》

私ども全国連合退職校長会は、本年設立50周年を迎えた組織で全国47都道府県の幼稚園長、小学校長、中学校長、高等学校長、特別支援学校長等の退職者95,000名が加入し、校園長OBとして教育関係機関・団体と連携協力して教育の振興に寄与するとともに会員及び後進の生活の安定・安心に資する活動を行っております。

さて、国は教育振興を最重要課題として掲げ、鋭意諸政策を推進され教育改革の実を上げつつあります。さらに教育立国日本の意識を国民全体に浸透していくことが重要と考えます。

そこで、全国連合退職校長会として平成10年以降、広く国民の間に「教育尊重の気運を高め、国民が挙って教育の振興を期する日」として「教育の日」を制定するよう、各都道

府県退職校長会に対し、各自治体に働きかけを依頼してまいりました。その結果、昨年未までに、全国35都道府県、167市町村で制定されました。

また、同時に文部科学大臣にも全国連合退職校長会として、国民の祝日としての「教育の日」制定をお願いしてまいりました。

世界で教育の日を制定している国は未だ無いように聞いております。日本が文化国家として誇れる「教育の日」を世界に先駆けて制定し、教育の振興と平和に貢献できることを切に願っております。

ここに、私ども全国連合退職校長会の総意をもって国民の祝日としての「教育の日」制定にご尽力賜りますようお願い申し上げます次第です。

○ 子ども一人一人に向き合うための教職員定数改善計画等を求める全国集会 (27/11/17)

参加一団体の立場において「子どもたち一人一人に向き合うための教職員定数改善計画等を求めるアピール」を採択した。

広く国民に対して、法律改正による確実な教職員定数の改善や教育関係予算の拡充を呼びかけ、理解と支援を求める活動を関係団体が協力して進める。

〈会場〉星陵会館 〈日時〉27年11月17日

〈主催〉子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係23団体連絡会

馳文部科学大臣はじめ 衆参各政党の文教関係議員が多数参加し 必要性が強調された。

〈全連退情報 第138号参照〉

○ これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について (中間まとめ) に対する意見

中教審初等中等教育分科会 教員養成部会は「中間まとめ」を発表した。

この件について意見の提出を求められた。

本会の意見は〈全連退情報 第135号参照〉

○ 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策」 (中間まとめ) に関するヒアリング

「中間まとめ」を、中教審初等中等教育分科会の作業部会が発表した。この件について関係団体のヒアリングを実施するので出席するよう求められた。

学校や教育の現状については、複雑化・多様化した問題を抱えていることは事実で何らかの改善方策が必要であるという観点に立って対応した。

教員の専門性だけでは対応に苦慮したり、個別の対応で十分な対応が出来なかったりという実態を指摘し、子どもの教育を一層充実させるため、教員の指導体制とともに、教員以外の職員や専門スタッフの導入と活用が重要であることを強調した。また 校長のリーダーシップ・マネジメント能力の向上、スタッフの適材適所の協力体制などを構築する必要性の意見を取りまとめ ヒアリングに参加した。(27/8/21)

〈全連退情報 第134号参照〉

④ 教育課題答申委員会の活動

教育課題答申委員会
委員長 田中 昭光
委員 大河内武久(神奈川県)
梅村 勝
橋本 誠司
堀内比佐子

全国連合退職校長会
会長 戸張 敦雄 様

平成27年12月18日

教育課題答申委員会
委員長 田中 昭光

諮問事項 「学校教育法第一条（学校の範囲）に、義務教育学校が規定される。そこで、義務教育に関わる背景や制度上の諸問題を深く掘り下げ、義務教育学校に対する本会の見解について

義務教育学校の創設は、教育基本法の改正（平成18年）、学校教育法改正（平成27年）により、小中学校に並んで選択的に設置できることになった義務教育学校には様々な課題が考えられる。

教育課題答申委員会では、改正された学校教育法第一条に追記された義務教育学校の創設に当たっての課題について全国の退職校長会（52団体）から提出された意見（自由記述）をもとに討議し、諮問事項に答申する。

答 申

現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を創設し、9年間を通して児童生徒の教育を推進する意義には賛意を表する。

しかし、現行の小学校、中学校、小中一貫型小・中学校と義務教育学校が併存することは、学校経営・教育活動や地域・保護者に及ぼす下記のような課題が存在し、それらを国及び設置者として如何に解決していくかが求められる。

- (1) 義務教育学校、小中一貫型小・中学校、現行の小学校、中学校が地域に併存することにより懸念される課題が多々ある。設置者及び教育委員会は、これまでに先行して実践してきた小中一貫教育のエビデンス（証拠）や課題を十分検証した上で、新たな義務教育学校の創設による混乱が生じないように配慮すべきである。

義務教育学校として施設一体型が望ましいが、各地域に創設されるとは考えにくい。4種の学校が地域に存在することにより、義務教育の機会均等の理念が崩壊し、地域・保護者の不信が醸成されることが懸念される。

- (2) 義務教育学校により教育課程の継続性、系統性、計画性の成果は期待できる。

しかし、学力の向上や中1ギャップの解消等の成果が上がるとしても、これまでに成果を上げてきた小学校、中学校の特色（伝統や文化）の稀薄化が懸念される。

- (3) 全ての学校種において、一貫した義務教育の目的や目標の達成のためには、義務標準法を改正し、支援することが第一に重要である。国及び設置者は学校からの意見・要望を踏まえて施策を立てることが求められる。

- (4) 9年間を通しての円滑、かつ継続性のある教育活動を行うためには、教育課程の編成や教員間の共通理解・協働が求められる。具体的には
- ① 小・中の教員免許状を併有することを義務づけられることにより、現行の小学校、中学校との人事異動や交流に混乱が生ずることがないように教職員の適正配置に十分配慮することが重要である。
特に、校長、副校長、教頭、主幹教諭等の配置やその負担軽減に配慮が必要である。
 - ② 管理職の資質向上を図るための教職大学院や教職員研修センター等における研修の機会の保障等のための教員定数の充実は必須の条件である。
 - ③ 小・中学校両方の教員免許が取得できるよう大学の教員養成課程の改革を進める。
 - ④ 現職研修の充実を図る制度を改革し、教員の実践的教育力の向上やミドルリーダーを育成することが重要である。研修終了者に対する上級免許状の授与や処遇の改善を図る。また、他校種免許状の併有を促進する必要がある。
- (5) 小中学校の教職員の連携、交流が円滑に実施されるように、教員の時間的余裕や勤務の在り方について配慮する必要がある。特に、施設分離型の一貫校に於ける教員の学校間の移動時間・短縮策や安全に配慮する。
- (6) 小中学校における課外クラブや部活動の活性化のため、教職員の共通理解や部活動指導員（仮称）の待遇に配慮することが必要である。
- (7) 一貫校における施設・設備の充実が求められる。一方、現行の小学校・中学校との間に予算や人事等で格差が生じないように配慮する必要がある。
- (8) 義務教育学校の導入により、児童生徒の通学や安全に慎重な配慮が必要である。
また、児童生徒・保護者の学校選択に不安や悩みが生ずることが懸念される。義務教育の目的・目標及び機会均等の理念が堅持されることを地域や保護者に十分説明し、理解や協力が得られるようにすることが必要である。

諮問事項についての報告事項

はじめに

戦後から今日に至る義務教育は、憲法・教育基本法の目的・目標に基づき人格の完成や国及び社会の形成者に必要な資質・能力の育成を図ってきた。その間、社会の変化に適切に対応するため学習指導要領を見直し、指導内容・方法を改善し児童生徒の育成を推進してきた。しかし、近年のわが国の社会状況は少子高齢化、情報化、グローバル化など急激に変化したため、児童生徒がこうした厳しい時代を自立して生き抜く力を身につけるには新たな学校教育の制度改革が喫緊の課題となった。国のこの10年の取組は、教育基本法の改正を行い、教育再生実行会議の提言、中央教育審議会の答申を踏まえ、

教育改革が進められる状況にある。

教育課題答申委員会はこの状況や全国の都道府県退職校長会からの意見を踏まえ研究・討議し、会長からの諮問に応えた。

I. わが国の義務教育制度の変遷

(1) 明治から昭和22年までの法令

明治5年（1872年）（学制）下等小学校4年、
上等小学校4年（強制力なし）

明治12年（1879年）（教育令）教育年限8年

明治19年（1886年）（小学校令）義務教育3～
4年（尋常小学校規定）

明治23年（1890年）（第2次小学校令）

地方の学校設置義務が規定

明治33年（1900年）（第3次小学校令）

義務教育4年と規定

明治40年（1907年）（第5次小学校令）

義務教育6年と規定

昭和16年(1941年)(国民学校令)義務教育8年(国民学校初等科6年、高等科2年と規定)

(2) 戦後から平成27年までの法令

昭和20年(1945年)戦時教育令廃止

昭和22年(1947年)新憲法、新教育法、学校教育法公布 義務教育(六・三制発足)小学校(6年)中学校(3年)

平成10年(1998年)(学校教育法改正)

中等教育学校の規定 中高一貫教育の取組

平成15年(2003年)教育課程特例制度による小中一貫教育の取組

平成27年(2015年)(学校教育法改正)

義務教育学校の設置

(3) 我が国の義務教育制度の構造

① 憲法 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。(第26条)

② 就学義務と年限・年齢

・9年間の普通教育の就学義務

(教育基本法第5条、学校教育法第16条)

・保護者は、子女を満6歳から満12歳まで小学校に、その終了後満15歳まで中学校に就学させる義務を負う。

(学校教育法第17条)

③ 義務教育諸学校の種類と修業年限

小学校(6年)、中学校(3年)

(学校教育法第32条、第47条)

④ 義務教育諸学校の設置義務 市町村は、必要な小学校、中学校を設置しなければならない。

(学校教育法第3条)

(4) 学習指導要領の変遷

昭和22年(1947年)学習指導要領の試案作成(文部省)

昭和33年(1958年)文部省告示「道徳」の時間新設、基礎学力の向上

昭和43年(1968年)教育内容の現代化 指導内容の増加

昭和52年(1977年)ゆとりある充実した学校生活の実現、学習負担の適正化

平成元年(1989年)小学校に「生活科」、学校週5日制の導入

平成10年(1998年)「生きる力」の育成、「総合的学習の時間」の新設、学校週5日制の全面实施

平成20年(2008年)授業時数の増、指導内容の充実、小学校5、6年生に「外国語活動の時間」を新設

Ⅱ. 小中一貫教育の推移と背景

(1) 中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」の要旨(平成17年)

① 義務教育の目的・理念、新しい義務教育内容(指導要領の見直し)義務教育9年間を見通した目標の明確化、質の高い教育の実現

② 義務教育の制度の見直し義務教育を中心とする学校間の連携・接続の改善
設置者の判断で9年制の義務教育学校の設置

(2) 中教審初等中等教育分科会「学校段階間の連携・接続等に関する作業部会」で小・中学校間の連携・接続に関する現状、課題と意見(平成24年10月)

① 児童生徒を取り巻く社会の状況変化により児童生徒に関する教育課題が多様化、複雑化している。これらの課題解決には複数の学校段階の連携・接続の推進が求められている。

② 「研究開発学校制度」や「教育課程特例制度」を活用し、小中一貫、小中連携教育に取り組み小、中学校が増加。この実践を踏まえ、作業部会は小・中学校間の連携・接続の改善、在り方について審議し、現行の小・中学校制度とは異なる新たな学校制度として義務教育学校(仮称)の創設の是非について審議する。

ア 義務教育学校(仮称)創設の利点

・義務教育の継続性の確保、教育課程に関する

る柔軟な対応、教員の他校種の児童生徒に対する指導力の向上、校地・校舎の一体的運用等が期待される。

- 設置者の判断により、学校区分（4・3・2や5・2・2等）を判断できるようにする。

イ 義務教育学校（仮称）創設のマイナス点

- 地域の実態により、学校数が減ることは問題である。課題が解決されるとは限らないので、義務教育学校の創設は時期尚早である。
- 9年一貫の学校とした場合、人間関係が固定化し、新たに出発する機会が失われる等により閉塞感が生じないか。

以上、児童生徒の目線に合わせて制度の是非について慎重に検討する。

(3) 教育再生実行会議「第5次提言」の要旨
(平成26年7月)

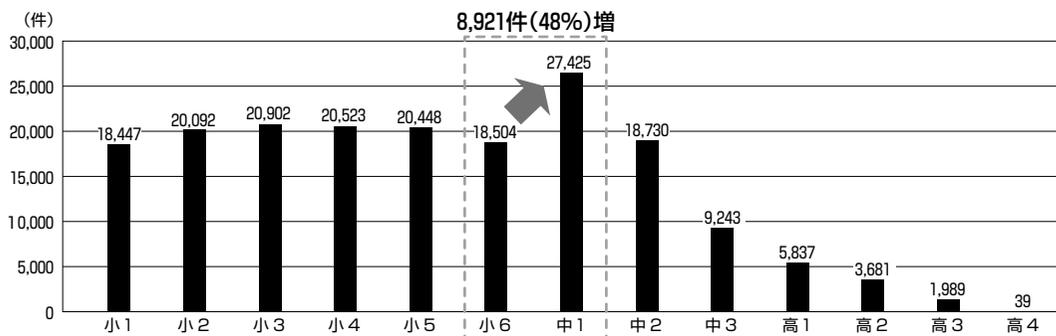
- ① 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。
 - 幼児教育の無償化、義務教育の期間を見直す。
 - 小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進する。
 - 職業教育の充実、強化、高等教育機関における編入学等の柔軟化。
- ② 教員免許制度を改革すると共に、社会から尊敬され学び続ける質の高い教師を確保するため、養成や採用、研修等の在り方を見直す。
- ③ 一人一人の豊かな人生と将来にわたって成長し続ける社会を実現するため、教育を「未来への投資」として重視し、世代を超えて全ての人たちで子供・若者を支える。

Ⅲ. 小中一貫教育の制度化の現状

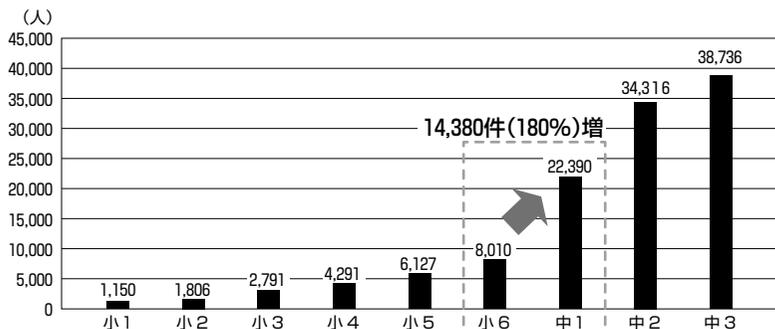
(1) 小中一貫教育が求められる背景

出典：平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

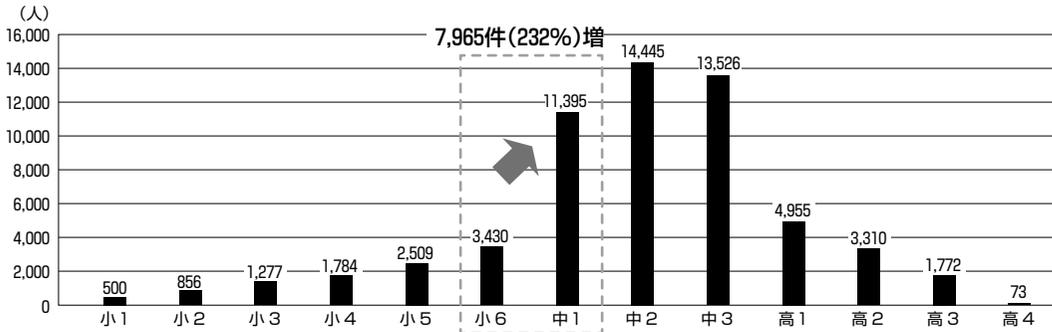
○ 学年別いじめの認知件数



○ 学年別不登校児童生徒数



○ 暴力行為の加害児童生徒数



○ 学習上の悩み（学校段階別）

	小学生	中学生	増減
好きになれない教科がある	60.2%	66.3%	+ 15.8%
勉強のやり方がわからない	39.9%	54.7%	+ 14.8%
やる気が起きない	39.8%	55.5%	+ 15.7%
テストで良い点がとれない	24.7%	52.7%	+ 28.0%
何のために勉強しているか分らない	10.1%	18.4%	+ 8.3%

出典：ベネッセ教育総合研究所「小中学生の学びに関する実態調査」

(2) 小中一貫教育の現状 小中一貫教育の取組状況（平成26年5月現在）

① 実施件数 1,130件（小学校 2,284校、中学校 1,140校）・実施市町村211市町村

* 今後、小中一貫教育の取組は全国的に広がる

② 施設形態 一体型 148件（13%）隣接型 59件（5%）分離型 882件（78%）

③ 管理職の配置

一人校長が小・中学兼務 131件

学校毎に校長を置くが責任者となる校長を指名 115件

学校毎に校長を置き 適宜連携 884件

④ 小中一貫教育の主なねらい

- ・生徒指導上の成果を上げる (98%)
- ・学習指導上の成果を上げる (95%)
- ・9年間を通し児童生徒を育てるという教職員の意識改革 (92%)
- ・教員の指導力の向上 (77%)

- ・異学年児童生徒の交流を促進 (63%)

⑤ 教育課程・指導方法の系統性・連続性の確保の取組

- ・合同行事の実施 (70%)

- ・各教科別9年間の系統性を整理、小中一貫したカリキュラムの作成 (57%)

- ・9年間を見通した学習・生活規律の設定 (51%)

- ・9年間をひとまとまりと捉えた学校目標の設定 (47%)

⑥ 学年段階の区切り

- 6 - 3 810件 (72%)

- 4 - 3 - 2 293件 (26%)

- 5 - 4、4 - 5 3件 (0.3%)

⑦ 小中一貫教育の成果 (88%)

- ・中学校への進学に不安を覚える児童が減少した (90%)

- ・中1ギャップが緩和された (89%)

- ・小・中学校の教職員間で互いの良さを取り

- 入れる意識が高まった (89%)
- 小・中学校の教職員間で協力して指導にあたる意識が高まった (85%)
- 小・中学校で共通で実施する取組が増えた (79%)
- ⑧ 小中一貫教育の課題 (87%)
 - 教職員の負担・多忙感の解消 (85%)
 - 小中の教職員間での打ち合わせの時間の確保 (82%)
 - 小中合同の研修時間の確保 (75%)
- 9年間の系統性に配慮した指導計画の作成・教材の開発 (71%)
- 成果や課題の分析・評価手法の確立 (66%)
- 教職員間での負担の不均衡 (66%)
- 必要な予算の確保 (58%)
- 児童生徒間の交流を図る際の移動手段移動時間の確保 (57%)
- 年間行事予定の調整・共通化 (55%)

IV. 小中一貫教育制度化に関する学校教育法等の改正

(1) 学校教育法等の一部を改正する法律の概要

小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

趣旨・ 位置付け

- 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定（学校教育法第1条関係）

設置者・ 設置義務

- 国公私いずれも設置が可能（学校教育法第2条関係）
- 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行（学校教育法第38条関係）

目標・ 修業年限

- 義務教育学校の目的：心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと（学校教育法第42条の2関係）
- 9年（小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分）（学校教育法第49条の4及び第49条の5関係）

教職員 関係

- 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象（義務教育費国庫負担法第2条関係）
- 小学校と中学校の免許状の併有を原則（当分の間は例外あり）（教育職員免許法第3条及び附則第20項関係）

施設整備

- 施設費国庫負担・補助の対象（小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等）（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係）

※就学指定、教育課程の特例等については、政省令で規定する予定

施行期日

平成28年4月1日

（施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能）

(2) 小中一貫教育の全体の制度設計

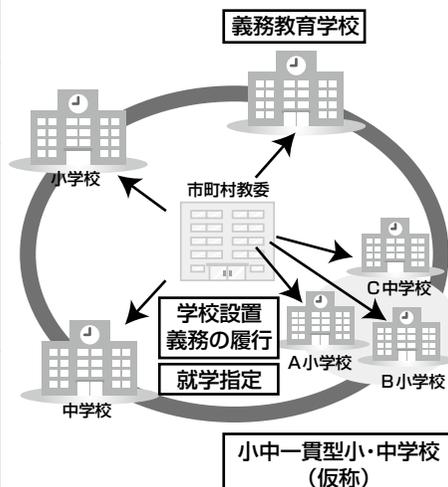
◎ 制度設計のポイント

- 1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける（義務教育学校）
- 独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする（小中一貫型小・中学校（仮称））
- 既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする（市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可）
- 既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない

◎ 小中一貫教育の2つの類型

	今回学校教育法等改正で措置	今後政省令改正で措置
	義務教育学校	小中一貫型 小学校・中学校（仮称）
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	・小・中学校と同じ
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ)
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進) (制度化に伴う主な支援策) 9年間を適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置	・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施) ・教員は各学校種に対応した免許を保有 (制度化に伴う主な支援策) 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設設備を支援	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設設備を支援

◎ 制度化後のイメージ



V. 義務教育学校の創設に関する各都道府県退職校長会からの主な意見

以下は、平成28年度から義務教育学校が創設されるに当たり、全退連からの設問（自由記述）に対し、各地区の小中一貫校や連携の実情を踏まえ提出された意見（52団体中47団体回答）の要旨である。文末で失礼と存じますがご協力頂きましたことに御礼申し上げます。

1. 新たな義務教育「小中一貫教育（仮称）、一貫型小・中学校（仮称）と現行の小学校・中学校」が地域に併存することについて

(1) 課題はあるがやむを得ない (44%)

- 学校教育制度の多様化、弾力化する観点からよい。
- 学校の選択肢が拡大することはない。
- それぞれの学校の特色を生かした学校運営・

教育活動が期待できる。

- 小中の継続・連携により中1ギャップの解消が期待できる。
- 年齢の離れた児童生徒の交流や諸活動により豊かな人間関係の向上ができる。
- 教員相互の交流により、教員の資質や教育力の向上が期待できる。
- 一貫したカリキュラムの実施により確かな学力の向上や教育効果が期待できる。
- 地域の実情に適した改革ができる。

(2) 課題が多く望ましくない (26%)

- 義務教育の機会均等が壊れる恐れがある。
- 教育予算、教員異動、施設設備等による学校間の格差、不公平感や差別意識が生ずることが懸念される。
- 同じ地域に4種の学校が存在することによる地域・保護者の不安・不信感により混乱が生ずる。
- 学区制がくずれ、地域性の喪失が懸念される。
- 教育課程、学習指導要領の扱いによる影響が懸念される。
- 学校行事や部活動等への影響が懸念される。
- 教職員の交流、免許に関わる負担増による影響が懸念される。
- 学校選択に関しての保護者の希望や不安にたいする対応が不明確である。
- 設置者による地域・保護に対する説明が不十分で理解が得られていない。

(3) 回答からどちらとも言えない意見 (30%)

2. 義務教育学校についての光の部分、陰の部分について

(1) 光の部分

- ① 継続性、系統性、計画性の教育課程の編成による成果
 - 義務教育9年間を見通した教育課程の編成により充実した教育が実施できる。
 - 小学校から中学校までを見通した学習指導要領に基づいた教育活動により確かな学力の育成が期待できる。
 - 少子化の影響が大きい地域にとっては、教育活動の活性化になる。
- ② 教科指導の専門家による成果
 - 小学5年、6年生の教科担任制による指導

により、学力の向上が期待される。

③ 中1ギャップの解消

- 「中1ギャップ」の緩和、中学校への進学不安の解消が期待できる。
- 中学1年生の不登校が減少し、落ち着いた学校生活を送られる。
- 学習内容や指導方法に対する不安が解消され学力の向上が期待できる。

④ 児童生徒の発達段階に即した指導

- 児童生徒の著しい成長に対応した指導ができる。
- いじめや暴力行為に対する指導の充実ができる。
- 一人一人の成長に合わせた指導ができる。

⑤ 児童生徒の人間関係の深化・交流による成長

- 学校行事や部活動を通じて人間関係の成長が期待できる。
- 小規模校が解消され教育活動が活性化できる。

⑥ 教職員の資質・専門性の向上・意識の変化等

- 小中学校の教員の連携・協働は教員の児童生徒に対する意識変化を醸成し、教育成果が期待できる。
- 合同の校内研修活動を通して、生徒理解や専門性の向上が期待できる。

⑦ 施設・設備の有効活用

- 小学校の高学年生徒にとっては、充実した中学校の施設・設備を利用できることは有効である。

(2) 陰の部分

① 教育制度の混乱(小中・中高)による影響

- 機会均等の破壊や学校間の格差などが生ずる恐れがある。
- 地域に異なる制度が存在することによる混乱が懸念される。

② 教育課程(カリキュラム)の編成に関わる課題

- 一貫した教育課程の編成や指導要領の適用などによる影響が懸念される。
- 小学校における教科専任制をどの教科にするのか懸念される。

- ③ 児童生徒の人間関係の固定化
- ・小中一貫学校（9年間）における人間関係が固定化することによる影響が懸念される。
 - ・小学生の成長段階に応じた活動による成果が減少する恐れが懸念される。特に、上級学年生が培ってきたリーダーシップが育たなくなる。
- ④ 教員に関する問題（免許、異動、生徒理解等）
- ・小学校免許所有者の活動範囲がせばめられることによる影響が懸念される。
 - ・小中の教員の交流や協働、会議や研修活動が十分できるのか懸念される。
 - ・施設が分離型の場合における教員の移動による負担がある。
 - ・児童生徒の発達状態に応じた児童生徒の理解や指導が適切にできるか。
- ⑤ 学校経営上の問題（管理職の負担増）
- ・校長が一人では、学校運営や人事管理、人事評価など激務が予測される。
 - ・教職員の適正配置が行えるのか懸念される。
- ⑥ 児童生徒の通学、転出入、学校選択に関する問題
- ・小中一貫校と小学校・中学校が併存する場合における就学指定に関すること。
 - ・児童生徒の進路選択に影響することが懸念される。
 - ・中学校区に複数の小学校が分離する場合、低学年児童の通学に負担や不安が生ずる。
 - ・児童生徒の転出入に伴う課題（未履修）が生ずる。
- ⑦ 学校間の格差（予算、施設・設備）に対する問題
- ・教育予算、施設・設備等に関して格差が生ずることが懸念される。
 - ・施設・設備が分離している場合の教育予算の配分や利用方法に課題が生じる。
- ⑧ 地域・保護者からの懸念（学力偏重、進学、学校選択等）
- ・教育課程の一部自由化により、学校種による教育が異なることが予測される。
 - ・教育の機会均等や教育水準の確保が懸念される。
 - ・中高一貫学校（私学を含め）への進学を希

望する場合の学校選択の問題が生じる。

- ・少子化や財政的な影響から、学区編成や統廃合が一方的に実施されることに対する不安が生じる。

3. 小中一貫教育を实践している学校の9年間の学年段階の区切りについて

- ① 区切り「4、3、2」… 7団体
- ・3の時期の5、6年次に自主的活動の意識が芽生える。
 - ・3の時期に小中の相互乗り入れが発揮できる好機である。
 - ・中1ギャップや学級崩壊への対応ができる。
 - ・2の時期における進学対応に合理性がある。
- ② 区切り「6、3」… 2団体
- ・発達段階及び小中学校が併存することから、従来のナショナル・スタンダードで良い。
- ③ 区切り「5、2、2」「3、3、3」「2、3、4」… 1団体
- ・「5、2、2」は「4、3、2」とほぼ同じ。
 - ・「3、3、3」は区切りの前後の体力差に考慮
 - ・「2、3、4」は区切り2の幼児教育との関連を重視等、特徴的内容として挙げられる。
- 平成26年度の全連退・教育振興部の調査
- ① 現行の6、3、3制について
- ・維持すべきである …… 60.4%
 - ・変更すべきである …… 35.4%
 - ・どちらともいえない …… 4.2%
- ② 変更すべき理由
- ・義務教育に関しては小中一貫校を設定し、5、4制等柔軟にできるようにする。
 - ・5歳より義務教育を10年、小中高一貫校とし、4、4、4制が望まれる。

4. 義務教育学校を推進していく上で、国や設置者に対する意見や要望について

*この設問に対する意見や要望は答申で取り上げています。

Part II

全国連合退職校長会の調査・研究のまとめ

なぜそうなるかを理解することは、
他人の言葉をそのまま鵜呑みにした
知識よりも、はるかに重要なことである。

——ガリレオ・ガリレイ

趣味というものは中級品ではなく、最も優秀
なものに接することによってのみつくられる。

——ゲーテ

① 教育振興部の活動

I 「総合教育会議」への期待と懸念

今年度より地教行法一部改正により、各都道府県及び各市町村に「総合教育会議」が設けられた。新制度だけに期待や懸念もあることから、アンケート調査を行い、各都道府県の状況や課題についていただいた回答を基に、以下のように報告する。

問1. 貴県での新教育長の任命についてお尋ねします。(平27.10末現在)

- ①新たに教育長が任命された。 11県
- ②今までの教育長が新たに新教育長に任命された。 10県
- ③未だ従来の教育長と教育委員長が併存している。 21県

問2. 貴県の「総合教育会議」についてお尋ねします。

- ①担当の部局はどちらですか。
- ア、知事部局関係 17県
・総務部・政策部・企画振興部など
- イ、教育委員会関係 11県
・経営管理部など
- ウ、その他(知事部局・教委不明) 13県
・総合政策課・元気づくり総本部など
- ②第1回の「総合教育会議」はいつ開かれましたか。
- 4月 17県 6月 10県
- 5月 13県 7月 1県
- ③「総合教育会議」の年間スケジュールはどうなっていますか。
- 2回 10県 6回 3県
- 3回 16県 7回 1県
- 4回 5県
- 5回 2県 未定 4県
- ④「総合教育会議」の開催日程はどんな方法で県民に知らされますか。
- ア、県ホームページ 30県
- イ、県教育委員会ホームページ 7県
- ウ、教育広報紙 3県

問3. 「総合教育会議」の主な議題はどんな内容でしたか。できれば開催された回毎に項目などをお書きください。

- ア、第1回 議題(内容)
- 「総合教育会議大綱」の素案、県の総合教育会議の運営(運営要項)について。 35県
*「教育大綱」については第2回以降も引き続き会議の内容になっている県が多い。
- イ、第2回 議題(内容・一部重複回答)
- 徳育・学術及び文化の振興に関する施策の大綱の策定について 37県
- 人材の育成について 5県
- 児童生徒の学力向上策について 5県
- いじめの問題及び不登校対策 4県
- 有識者の講話・意見交換 4県
- 平成27年度全国学力・学習状況調査の結果の分析と対策 3県
- その他、下記のような内容で話し合われた県もあった。
- まち、ひと、しごと創生総合戦略について
- 児童生徒の体力づくりについて
- 有識者会議の設置について
- 子どもの貧困対策と教育支援について
- 教育におけるICTの利用状況について
- 文化・芸術やスポーツ活動など生涯学習社会における人づくり
- 「いのち」を大切にすることを育む教育推進
- 関係部局が連携した家庭教育への支援や乳幼児期の教育・保育について
- 小中学校の統廃合に関する調査について

問4. 「総合教育会議」を傍聴、または公表された内容をご覧になって、どのような感想を持たれましたか。

● 期待する意見

○「総合教育会議大綱」案の作成、全国学力・学習状況調査などから浮かび上がった教育課題やすべての子どもたちに社会で自立するための学力を身に付けさせること。

また、低所得世帯への教育支援などを重点にこれらの事柄を「地域全体」で支援するとしている。方向としてはとても大切なことであると考えます。

○教育行政の指針となる教育大綱案がまとまり、今後の具体的施策が推進されることは大変望ましいことだと思った。新たな教育振興基本計画が年内に策定され、本県の教育が更に向上することを期待したい。

○総合教育会議の趣旨に沿って適切に会議が行われていた。

○知事と教育委員会が共通の議題で意見交換をし、共通理解を図っており、これまで以上に教育施策の施行の上で力強さが感じられた。

○首長が広く意見を聴取したいという姿勢は感じられた。

○担当部局が知事部局となり、広い視野から本県教育大綱（基本政策15）が示されたことは評価したい。

○知事の問題意識に沿って議題や日程が決められたが、望む方向へ進められている。

○新教育委員会制度の目玉となる施策に期待は大きい。運用には現場の実態を活かして欲しい。

● 懸念する意見

○初年度であり「教育大綱」の審議が主になり得るのは止むを得ない。首長の意向を受け現状の教育課題や施策をどう進めるのか注視される。

○教育委員会の提案が尊重されていて安心したが、今後知事の考えが強烈に出た場合、政治的中立性の上から難しさを感じる。

○知事部局と教育委員会の関係がうまくかみ合っている時はよいが、政治的に対立状態になった場合に、教育の中立性・公平性が本当に確保できるのか心配である。

○「教育大綱」に教育の専門家の意見がどのように反映されるのかが不安である。

○全国学力・学習状況調査の結果にこだわり過ぎる感あり。知事・委員の発言に学校現場の思いや取組みとのずれを感じた。

○地方創生の視点に立った人材育成、教育のグローバル化などについて会議が行われたが、もう少し「教育現場に携わる教職員」に理解できるような内容であって欲しい。

*これ以外にも、広い視野からの意見があった。いずれも総合教育会議の在り方・内容などに積極的なご意見いただき参考になった。

問5. すべての地方公共団体に設置されることになった「総合教育会議」について、県退職校長会として、どのように思われますか。お考えや望まれることについてお書き下さい。

○教育長と教育委員長の関係は一般にはどちらが上位なのか分かり難い。一本化するのはいいことである。首長と教育委員会が課題・問題を共有し同じ方向で施策を講じていくのは理想である。総合教育会議の意見が分かれて空回りしないように望む。

○新教育長が執行の責任者、事務局の指揮監督者になることについては実質的でよいと思う。

○「首長」に教育の基本方針を示す大綱策定が義務付けられ、教育行政や教育課題を熟知する「首長」を選ぶ責任も重い。教育の中立性が叫ばれている中、「教育現場の応援団」として、「現職校長会」を陰ながら支援していかなければならないと考える。

○教育長のリーダーシップが十分発揮されることを期待する。

○これを機会に改めて郷土の自然・伝統文化・教育風土の見直し、これからの担う人材育成への取り組みなどが期待される。退職校長会

としても教育支援などに積極的に取り組みたい。

- 配布された資料は膨大なものであった。会議の内容もかなり密度も高く感じられたが、発言者が一方的に述べるのみで、議論がなされたとは思えなかった。提案内容もよいのだがただ報告で終わったのは残念であった。毎回傍聴したいという人の感想などから、これでは首長の権限が強くなるだけではないかと懸念する。
- いじめなどで自殺が発生した場合に迅速に対応できる点はいいが、学力テストなど、学校現場の実情にあまり精通していない首長の独断での裁量は、教育の自由・自律等に影響を及ぼす恐れがある。教育に関する問題は教育長の主導管轄であってほしい。
- 首長と教育委員会との考え方の違いがある場合は「総合教育会議」の場で十分な意見交換をすると共に公開し、県民も注目すべきである。
- 退職校長会として議題によって会議傍聴し意見具申など要望も出しつつ、方向性を見届けていくべきであろう。
- 教育の中立性と言いながら、現実には首長が変わると教育長が変わる市町村が多い。今回の教委制度の見直し以前から、このような傾向があったが、さらに強まることが予想される。
- 教育委員会制度の本質は、首長から独立して教育の中立性・継続性・公平性を保つためにあると考えるが、今回の改正は制度的にそれを弱めることになるのではないか。
- 制度の運用に当たっては、教育委員会制度の趣旨を尊重しながら、知恵を結集し、柔軟に対応していく必要があると思う。
- 学校現場、地域社会の思いを忠実に取り込んで教育政策に活かしていくシステムを別の視点で協議する機会を設けて欲しい。
- 「総合教育会議」について、県民に知らせる方策を検討・吟味すべきである。

- 教育委員会が独立性を保ち、首長にどれだけ「物言い」ができるかに今後がかかっている。
- 退職校長会としても関心を持ち、傍聴したり、ホームページを閲覧したりして、政治的中立性が正しく保たれているかを見守ることが大切である。
- 教育の目標や施策には継続性と安定性が基本。広い視野と長い目を大切にしたい。
- 首長の権限が強くなり、一方的・独善的な動きになる懸念がある。
- 退職校長会としても専門部会を中心に「総合教育会議」に関する研究を深めたい。
- 退職校長会としても学校現場の応援団として会議の方向性を見定め、教育委員会との連携を密にして行きたい。
- *問4と重なる設問となったが、ここでも当然ながら期待と懸念が半ばしていた。

まとめ

「総合教育会議」が法制化されたのは、いじめ問題で教育委員会の機能が十分に発揮されずその解決を首長が主導したこと、また、選挙で選ばれた首長が教育にもっと責任を持つべきだとの主張も根底にあると言える。

いずれにしても、この制度は戦後の教育改革からの大きな転換であり、今回の回答の多くが、期待とともに、公教育の中立性、継続性、公平性から、首長の独断・専横を懸念している。今後、首長と教育委員会の双方が調和を保ちつつ有効に機能するよう注意深く見守っていきたいと考える。

そのための具体策として、「退職校長会としては、県や市町村の総合教育会議を傍聴し、意見具申や要望などを時に応じて出しつつ、方向性を見届けていくべきであろう。」との意見はたいへん重要だと言える。

II 望ましい「コミュニティ・スクール」の在り方について

文科省は、全国的に「コミュニティ・スクール」の普及を図っているが、まだ普及率は高いとはいえない。その理由としては各地教委の体制が整わないことやこの制度の核である「学校運営協議会」の権限が大きく学校の主体性が揺らぐことへの懸念があるように思われる。そこで、教育振興部では、実態を調べ報告することとした。

1. コミュニティ・スクールの概要

(1) 経緯

平成12年度に、地域の人々の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけるものとして学校評議員制度が導入され、平成24年3月現在で80.2%の設置率になっている。

同制度は、校長の求めに応じ、学校運営に関し地域の人々や保護者の意向を把握し反映することができる仕組みであるものの、会合開催数が年3回前後の学校が多く議論が活発化せず、実質的に形骸化しているとの指摘も出ている。

平成16年度に、地域の住民や保護者のニーズを学校運営に、より一層的確に反映させる仕組みとして、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）が導入され、平成26年4月現在で全国1,919校、平成27年4月現在で2,389校が指定されている。

(2) 学校運営協議会の概要

(地教行法第45条の5から)

*一定の権限を有するところが従来の組織と大きく異なる。

●委員は教育委員会が任命する非常勤特別職の地方公務員

●「学校運営協議会」の具体的な権限

- ① 学校の運営に関する基本的な方針について承認する。
- ② 学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。
- ③ 教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する。

(3) 全国の指定校状況

(幼・小・中・高・特支の指定校数)

北海道	37	京 都	252
岩 手	8	大 阪	13
宮 城	4	兵 庫	12
秋 田	26	奈 良	12
山 形	10	和歌山	1
福 島	23	鳥 取	7
茨 城	2	島 根	80
栃 木	4	岡 山	174
群 馬	8	広 島	9
埼 玉	3	山 口	407
千 葉	6	徳 島	14
東 京	262	香 川	3
神奈川	141	愛 媛	2
新 潟	96	高 知	32
富 山	2	福 岡	119
山 梨	5	佐 賀	28
長 野	23	長 崎	1
岐 阜	83	熊 本	59
静 岡	41	宮 崎	93
愛 知	71	鹿 児 島	13
三 重	59	大 分	69
滋 賀	48	沖 縄	27

(文科省資料／平成27年4月現在)

2. コミュニティ・スクールの実践例

実践例①②は区教委及び学校取材から、③～⑥は文科省取材の資料から、⑦は長野県退職校長会取材からのものです。

①東京都三鷹市教育委員会

小中9年間の子供の育ちを地域ぐるみで支援し、学力向上に成果をあげる。